

# 近時の社会福祉法人を取り巻く法的リスク

～役員損害賠償責任の軽減・免除～

令和4年11月11日（金）

弁護士法人塩路総合法律事務所

代表社員弁護士 塩路広海

（公認不正検査士）

自己紹介

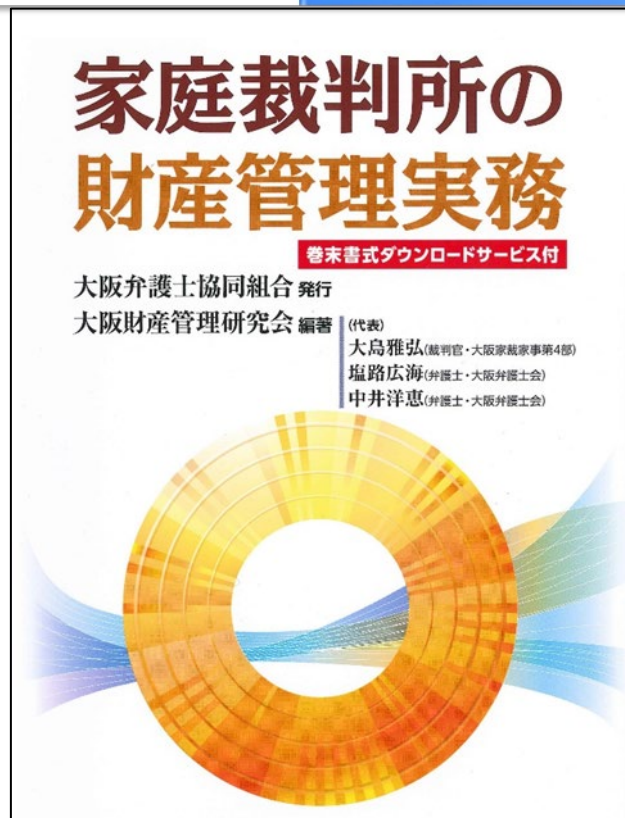
## 経 歴

- 弁護士法人塩路総合法律事務所 代表社員
- 公益社団法人全国私立保育園連盟の法律顧問
- 一般社団法人総合福祉研究会の法律顧問
- 複数の社会福祉法人・学校法人等（保育施設、幼稚園、介護福祉施設）の法律顧問
- 専ら施設側・企業側で関わる  
→保育事故、介護事故、利用者等クレーム対応、労務問題対応等
- 社会福祉法人関連での研修経験多数
- 東証一部等上場企業社外取締役2社（現任）
- 上場リート投資法人監督役員 等



## 最近の主たる著書

- 生前から備える財産承継・遺言書作成マニュアル（ぎょうせい）
- 家庭裁判所の財産管理実務（大阪弁護士協同組合） ほか



## 第1 はじめに

ーチャールズ・ダーウィン

「最も強い者が生き残るのではなく、

最も賢い者が生き延びるのでもない。

唯一生き残るのは、変化できる者である。」

ースペンサー・ジョンソン『チーズはどこへ消えた?』より

「変わらなければ破滅することになる」

「つねにチーズの匂いをかいでみること。そうすれば古くなったのに気

がつく」

(1) 「すでに起こった未来は、体系的に見つけることができる。」

(ピーター・ドラッカー『創造する経営者』(ダイヤモンド社より)

次の5つの領域を調べるのが大切(同書より)

### ①人口構造

ーピーター・ドラッカー『マネジメント』より

「われわれの事業は何になるか」を考える場合、市場が出発点となる。

市場動向のうち、もっとも重要なものが人口構造の変化である。

人口構造だけが未来に関する唯一の予測可能な事象である。

だが、これに注意を払っている企業はほとんどない。」

⇒日本の少子超高齢社会

⇒今後の保育園入園者・保育士の推移等

## ②知識

⇒社会福祉法人法の改正、保育園運営等をめぐる必要な様々な新たな知識等

## ③ほかの産業、ほかの国、ほかの市場

⇒世の中の他の産業の流れ、SDGs（持続可能な開発目標）、ESG 経営、

投資、他の分野、業界での事故等

各市場に SDG s の目標

→SDG s 目標1「貧困をなくそう」

SDG s 目標3「すべての人に健康と福祉を」

⇒今後、保育園、社会福祉法人はどのように変わってゆくか？

## ④産業内部

⇒社会福祉法人事業の市場内部の動向

## ⑤企業の内部

⇒自らの法人内部の個別性、個別問題

## (2) 今、社会福祉法人のおかれている状況

- 世の中の流れ—超高齢社会の到来、人口減少（育児と仕事の両立）  
→国家的対策（社会保障の充実）の急務→「すべての人に健康と福祉を」
- 社会福祉法人に期待される役割—国の社会福祉の重要な担い手
- 社会福祉法人の属性→一般法人性と特殊法人性
  - ・ 一般法人性 一般の会社や法人と同様の課題
  - ・ 特殊法人性 社会福祉法人特有の課題（普通の株式会社等とは異なる。）
- 国の強い要請⇒行っている事業の性格上、「公益財団法人と同等以上の公益性を担保できる経営組織」→高い公共性の実現
- 一般法人（株式会社等）としての厳しい規律を課しつつ、その上に公益的法人としての経営組織（ガバナンス）・運営形態の特殊性をも要求
- しかし、社会福祉法人は中小規模の法人（加入職員100人未満）が約9割！  
→厳格な各種規制の順守遂行能力の課題（人的体制、物的体制の限界）

## 第2 リスク管理についての平成29年の法改正のポイント

（背景）—高齢化社会の中、社会保障費の増大とともに、一部社会福祉法人の放漫経営や会計処理の不透明性などが次々と露呈し事件化

そのため、1.「経営組織のガバナンス強化」→リスクマネジメントの問題

2. 「事業運営の透明性の向上」→各公示の拡充（WAM-NET 等）

を二つの柱として、60年ぶりの大改正。

現実的には、経営組織において、リスクマネジメント上、何が最も変わったか？

(1) 組織のガバナンス強化

→社会福祉法人乗っ取り等のリスクも発生

- ・株式会社等 会社の株式を多数持っているもの（資本金）が会社を支配
- ・社会福祉法人 株式のような資本金の持分はない。

理事会と評議員会の「人」ですべてが決まる。

特に、「経営組織のガバナンス強化」の名目での経営組織改革

➤ 評議員会の権限が強化→議決機関としての評議員会の登場

→理事・監事・会計監査人（一定規模以上の法人）の選任・解任権、

理事・監事の報酬の決定権限を持つ。

→評議員が組めば、理事選任・解任権を通じて理事会を支配でき、理

事長を選び、社会福祉法人を実質的に支配できる。→乗っ取りも可能

➤ 理事会の権限の明確化→一般の株式会社等と同じ厳格な規律

(職務)

- ・業務執行の決定
- ・理事の職務執行の監督

- ・ 理事長の選定及び解職

(理事会専属権限事項) → 理事長等の理事個人にその決定を委任できない

- ・ 重要な財産の処分及び譲受け
- ・ 多額の借財
- ・ 重要な役割を担う職員の選任及び解任
- ・ 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止
- ・ 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他社会福祉法人の業務の適正を確保するために必要なものとして厚生労働省令で定める体制の整備 → いわゆる内部統制システムの構築 (会社法においても取締役と同様の規定)

(2) H29年改正による役員等をめぐる厳格な新规定の導入

- ① 理事、評議員等の 贈収賄罪の創設 (社会福祉法第156条)

→ 公益的法人性の発露 (みなし公務員)

→ 厳格な刑罰規律の導入

「評議員や理事、監事らが、その職務に関し、不正の請託を受けて、財産上の利益を収受、要求、約束した場合、5年以下の懲役か500万円以下の罰金に処せられる。贈賄側は、3年以下の懲役か300万円以下の罰金。」

※(近時の事例) 2021年 「社会福祉法人大寿会 乗っ取り事件」

自分たちの意に沿う役員に一新することで法人の経営権を握ることを計画した事件

この事件は、金融業者から依頼を受けた理事長ら3人が社会福祉法人の運営を支配するため、理事の選任権を有する評議員5人に理事長の推薦候補者を選ぶように依頼し、各20万円を渡したとされるもの。現に、依頼どおりの人選が行われ、理事長以外の5人の理事が入れ替わった事件。

→贈収賄事件として立件

➤ 法改正により、理事、評議員、監事等のみなし公務員としての自覚が大事（自分たちの職務は贈収賄事件の対象である！自覚）

② 理事、評議員、監事等の損害賠償責任規定の創設（社会福祉法45条の20乃至22）

→一般の会社役員（取締役、監査役等）と同じ厳格な責任規律の導入

・（対法人責任）社会福祉法第45条の20

「役員等（理事・監事）又は評議員は、その任務を怠ったときは、社会福祉法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。」

・（対第三者（利用者等）責任）社会福祉法第45条の21

「役員等（理事・監事）又は評議員がその職務を行うについて悪意又



は重大な過失があったときは、当該役員等又は評議員は、これによって第三者に生じた損害を賠償する責任を負う。」

・(連帯責任) 社会福祉法第45条の22

「役員等(理事・監事)又は評議員が社会福祉法人又は第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合において、他の役員等又は評議員も当該損害を賠償する責任を負うときは、これらの者は、連帯債務者とする。」

理事、評議員、監事等の一定の職務違反について、**特別背任罪の創設**

社会福祉法第155条→一般の会社役員(取締役。監査役等)と同じ

厳格な刑罰規律の導入

「理事、評議員、監事等が、自己もしくは第三者の利益を図り又は社会福祉法人に損害を加える目的で、その任務に背く行為をし、当該社会福祉法人に財産上の損害を加えたときは、7年以下の懲役若しくは500万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。」

(3) 社会福祉法人の適当な理事、評議員、監事の確保の必要性

- ・理事、評議員、監事人選の重要性
- ・評議員→「法人の運営に必要な識見を有する者」をどう探すか

- ・ 評議員と理事との兼職禁止（学校法人との違い）
- ・ 選任不可となる特殊関係者（一定の親族等）

**理事、評議員の権限と幅広い厳格な責任を自覚し、リスクマネージメントを図る！**

多発する様々な不祥事の中、役員自身のリスクマネージメントを図る必要

性・重要性の増大（有意な人材確保をするためにも）

そのためには、

- ① 定款に役員責任の一部免除等に関する規定を入れておく。

#### 具体的定款例

##### **（責任の免除）**

第〇条 理事、監事（又は会計監査人）が任務を怠ったことによって生じた損害について、社会福祉法人に対し賠償する責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務執行状況などの事情を勘案して特に必要と認める場合には、社会福祉法第45条の22の2において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第113条第1項の規定により免除することができる額を限度として理事会の決議によって免除することができる。

##### **（責任限定契約）**

第〇条 理事（理事長、業務執行理事、業務を執行したその他の理事又は当該社会福祉法人の職員でないものに限る。）、監事（以下、この条において「非業務執行理事等」という。）が任務を怠ったことによつて生じた損害について社会福祉法人に対し賠償する責任は、当該非業務執行理事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、金〇円以上であらかじめ定めた額と社会福祉法第45条の22の2にて準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第113条第1項第2号で定める額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を非業務執行理事等と締結することができる。

## ② 責任限定契約の導入—具体的契約書例

### 【責任限定契約書】

社会福祉法人○(以下「甲」という。)と甲の非業務執行理事○(以下「乙」という。)は、社会福祉法人法第45条の22の2において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般法人法」という。)第115条第1項の規定に基づいて、乙の甲に対する損害賠償責任の限定について、以下のとおり契約を締結する。

#### (責任限度額)

第1条 乙が甲の非業務執行理事として、本契約締結後、その任務を怠ったことにより甲に損害を与えた場合において、乙がその職務を行うに当たり善意でかつ重大な過失がないときは、金○○万円と一般法人法第113条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度として、甲に対し損害賠償責任を負うものとする。ただし、損害額のうち損害賠償責任額を上回る部分については、甲は乙を当然に免責するものとする。

#### (再任の場合の効力)

第2条 乙が甲の非業務執行理事の任期満了時に甲の非業務執行理事に再任され、就任した場合は、就任後の行為についても本契約はその効力を有するものとし、その後も同様とする。ただし、再任後新たに甲と乙との間で乙の責任を限定する旨の契約を締結する場合は、この限りでない。

#### (責任限定契約の失効)

第3条 乙が本契約を締結した後、甲の業務執行理事又は使用人に就任したときは、本契約は、将来に向けてその効力を失う。

本契約の締結を証するため本書2通を作成し、甲及び乙が署名押印の上、甲及び乙が各1通を保有するものとする。

令和○年○月○日

甲 住所

社会福祉法人○

理事長○○○○ 印

乙 住所

氏名 ○○○○ 印

\*上記は非業務執行理事を対象としているが、監事、会計監査人も同様の責任限定契約の対象となる。

### ③ 役員賠償責任保険の加入

#### 保険契約内容

→第三者からの訴訟や法人からの訴訟など、社会福祉法人の役員の業務遂行に関する賠償リスクを補償（パワハラ・セクハラ等で訴えられた場合の役員賠償責任も補償対象の保険あり）

- 適当な理事、評議員、監事候補を日頃より確保しておくためにもこれらの制度の導入を検討すべき
- 評議員選任・解任委員会委員の人選の重要性
  - その上で、日頃より良好な人間関係・信頼関係を構築、維持しておく！

### （４）補助金等の法人資産の適切な運用

→社会福祉法人会計の特殊性

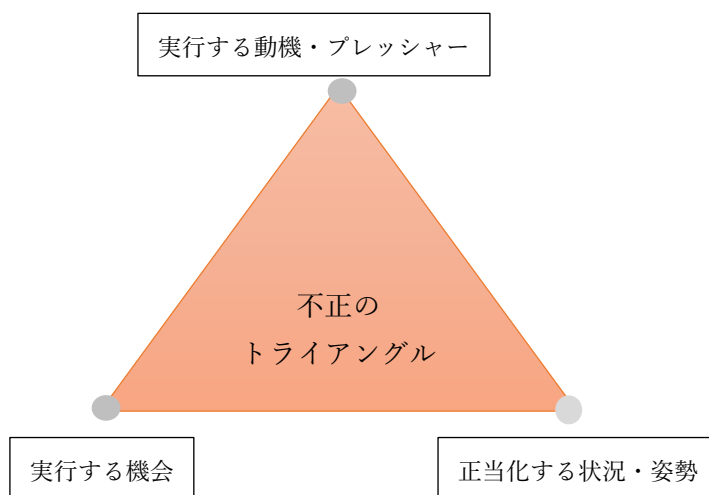
法人一般における会計不正の発生システム

➤ 不正のトライアングル（特に資産の流用に関わる不正）

不正は、

- ① 不正を実行する「動機・プレッシャー」、
- ② 不正を実行する「機会」、
- ③不正行為に対する「姿勢・正当化」という、

「不正のトライアングル」がそろった時に発生する！



### 第3 最近の各種事例からリスク管理を考える

#### (1) 会計不正・会計不祥事等の事例

##### ① 朝日新聞 令和4年1月26日記事「社会福祉法人30億円消失」

東京、広島、岡山の3都県で特別養護老人ホームなど約20事業所を運営する社会福祉法人（広島県福山市）で、理事長が交代した後、約30億円あった預金が急減してほぼなくなり、東京地裁が令和3年秋、民事再生手続きの開始決定（負債総額は58億円）。広島県は運営に重大問題があったとみて特別監査を実施。

法人は1994年に設立。法人関係者によると、前理事長の医師が後任理事長になった公認会計士に実質的な経営権を譲渡し、会計士側が法人内部の資金から医師側に30億円を払う形になっていた。民事再生手続きの申立書等によると、医師は2016年、東京の公認会計士に42億円で経営権を移転することで合意。会計士側は医師側に20億円を渡し、残りは年2億2千万円ずつ10年分割で払う条件での合意だったという。

- 法人財産から流出した約30億円の責任は誰が、どのように負うのか？
- 理事長以外の理事の責任は？日頃の理事会の運営状況は？理事会は法で定められた権限事項について、適切に業務遂行をしていたか？
- 新理事長を理事に選任した評議員の責任は？

- 監事の管理体制は？責任は？
- 不正防止の仕組みはどうなっていたか？内部統制システムの構築、運用は？→理事等に多大な損害賠償責任の可能性

② 朝日新聞デジタル平成元年6月9日「社会福祉法人を私物化で理事長解職」

熊本県八代市の特別養護老人ホームを運営する社会福祉法人「R」の理事長らが、私的な飲食代を法人に肩代わりさせたり公用車を私物化していた問題で、社会福祉法人は、理事会を開き、同市から辞任を求められていた理事長と業務執行理事の妻、娘の3人の解職を決議。

- 理事会の運営方法は？他の理事の日頃からの監視状況、監督状況は？
- 監事の監査遂行状況は？責任は？

③ 大阪地裁令和元年8月30日「保育所の資金3億円余を横領した副園長に実刑判決」

大阪市の社会福祉法人の会計責任者である同法人が運営する保育所副園長が、法人名義の口座から約3億6000万円を横領。検察は「先物取引やクレジットの支払いにあてたと指摘」、裁判所は「被告人は理想の保育所を作りたいと考えたが、先物取引などは法人の承認を得ておらず、自己のための使用と認められる」とし「自治体の補助金も多く入る中、立場を悪用し、帳簿を操作するなど悪質」とした。

- 日頃の預貯金の管理体制は？
- 理事長をはじめとする理事、理事会の内部管理体制は？
- 監事の監査遂行状況は？責任は？
- 不正防止の方法は？

#### ④ 産経新聞平成29年4月6日記事「不正流用で前理事長ら書類送検」

全国7都道府県で保育園を運営する社会福祉法人（兵庫県芦屋市）の運営費不正流用問題で、芦屋署が私文書偽造・同行使の疑いで前理事長を、業務上横領などの疑いで妻を書類送検。前理事長の送検容疑は借入金のために理事会議事録を偽造して金融機関に提出。妻の送検容疑は平成26年8月～27年9月、保育園の運営費を婦人服や電化製品など計約330万円分の私的購入に充てたとされている。

- 日頃の金銭管理体制は？
- 理事会、理事の内部管理体制は？
- 監事の管理体制は？

⑤ 社会福祉法人が運営する認可保育所に関して地方公共団体が原告となって、支給、交付した保育に要する費用や補助金の返還請求が全額認容された事例

#### 【資料A】

- 補助金や費用を返還出来なかった場合の役員賠償責任は？



・社会福祉協議会においても多額の横領事件が発生

◇ 2012年 静岡市社会福祉協議会横領事件

会計管理室副主幹が2009年4月から2010年12月の間に社協名義の口座から64回にわたり約2億6500万円を着服横領

(懲役5年の実刑)

◇ 2012年 阪南市社会福祉協議会横領事件

事務局長代理が社協名義の銀行口座から約7000万円を着服横領

(懲役2年8月の実刑)

→多くの理事が職務責任に応える形で多額の個人負担

両事件の共通点はなにか？

・第三者委員会・調査委員会設置事件の増加

#### ⑥神戸新聞平成31年4月1日

「兵庫県の阪神間で特別養護老人ホームなどを運営する伊丹市の社会福祉法人で不正経理」

第三者委員会を設置。同委員会の報告によると、創業者一族ら9人と、一族が経営するファミリー企業3社に総額約1億8000万円の利益供与があったとする結果を発表。同会は役員を一新しており、前理事長らに賠償を求めるとともに、刑事責任を問うことを検討。具体的には、法人は、2011年以降、

前理事長の両親や親族らのファミリー企業が所有する土地5か所に、不動産鑑定評価額を2、3倍上回る賃料を支払っていた。前理事長の両親は退任後、法人とコンサルティング契約を結んでいたが、5年以上にわたり報酬として受け取っていた約2800万円が実体に照らして高額すぎると指摘。前理事長の母親が規定にない「名誉理事」として得ていた相談業務の報酬280万円と合わせて、いずれも利益供与と認定。

第三者委員会は、前理事長らの社会福事業に対する理解や認識の低さを批判、「一般の会社と区別がついていない」と指摘。

- 近時、調査委員会・第三者委員会において、事案の概要、事件の背景、原因、対策、再発防止策の提言がなされることが多い。

#### ※調査委員会・第三者委員会設置の意味

本来は、事実関係の解明と原因、再発防止体制の提言が目的

→実際は、調査委員会・第三者委員会の報告書をもとに原因分析がなされ、「責任認定」がなされることが多い。

→第三者委員会・調査委員会への適切な対応が重要→裁判の前哨戦的性格

## 目次

### 第1 事件の概要

1 H市社会福祉協議会の会計職員が行った横領行為

2 認定の基礎となる事実

### 第2 不祥事案の原因究明について

1 経理書類の不備について

2 会計処理に対する監督不足

3 小括

### 第3 管理監督者の責任について

1 会計責任者の責任

2 会長の責任

3 副会長の責任

4 監事の責任

5 顧問税理士の責任

6 理事会の責任

7 評議員会の責任

### 第4 損害の回復について

1 損害額について

2 損害の回復方法について

### 第5 再発防止策について

1 コンプライアンスに関する研修の実施

2 職員の規範意識の向上

3 情報公開の徹底

4 外部の専門家活用による効果的かつ効率的な事業運営の実現

5 監視体制の強化

## (2) 会計不正・不祥事に対するリスクマネジメントとしての内部統制・内部

### 管理体制（コンプライアンス遵守）

社会福祉法人の特殊性

社会福祉事業→事業の性格上、役員（理事、評議員、監事）、職員一人ひとり、さらには組織全体に至るまで、高い倫理性が求められる。

会計不正・会計不祥事を発生させないための仕組みづくりに注力する必要

そのため、内部統制システム、コンプライアンス、いわゆる「法令順守」が強く求められる。

社会福祉法人を取り巻く様々なリスクから組織を守り、不祥事などを未然に防ぐため、コンプライアンスを正しく認識することが大切。

コンプライアンスの構築とは？

ステップ① 遵守ルールの明確化（ex,正しい理事会、評議員会、監事の役割）

ステップ② コンプライアンス規程の策定・整備

ステップ③ コンプライアンス担当部署の設置

ステップ④ コンプライアンス体制の構築

ステップ⑤ 職員に対する徹底した教育

### (3)近時の保育園等事故の多発→多額の賠償責任等の発生の可能性

#### ①園児バス置き去り死亡

- ・令和3年7月 福岡県中間市の保育園で、園児が送迎バスに置き去りにされ熱中症で死亡。

→業務上過失致死罪で起訴

→令和4年10月13日 元園長に禁固2年、園児を降車させる係りの保

育士に禁錮1年6カ月の求刑

(判決は11月8日)

- ・福岡の事故後も置き去り事故多発
- ・最近の令和4年9月5日静岡県牧之原市で同様の死亡事故発生

11月12日 政府が再発防止に向け緊急対策を決定

→全国の幼稚園や保育所、認定こども園などのバス約4万4000台に、

来年4月から安全装置設置を義務化。違反した園は業務停止命令の対象。

(義務化した後も1年間は点検表を取り付けるなどの代替手段を認める。)

#### ②令和2年2月13日 朝日新聞夕刊「節分豆で園児窒息死」

松江市 こども園の行事中

#### ③令和2年2月13日 朝日新聞「認可保育園で1歳男児死亡」

大阪 食べ物詰ませたか

④令和2年2月15日 産経新聞「プール女児死亡 元園長らに有罪」

さいたま地裁判決

⑤「川遊び中に園児らが流され園児1名が死亡」

(平成30年12月19日 松山地裁西条支部判決)【資料B】

「幼稚園のお泊り保育中に行われた川遊びにおいて、川の増水により園児らが流され、うち園児1名が死亡するなどした事故について、水量や流速の増加により園児らの生命、身体に重大な危険が及ぶ蓋然性につき予見可能性があることを前提として、その危険を防止するための措置を怠った注意義務違反があったとして、園児1名の死亡に関し、当時の園長に対する不法行為に基づく損害賠償請求及び幼稚園を運営する法人に対する使用者責任に基づく損害賠償請求を認めた」

⑥令和2年1月29日 日経新聞「雲梯で女児死亡 賠償命令」

高松地裁 保育施設法人に3140万円の賠償命令判決

⑦令和2年12月27日 産経新聞「保育園に車突っ込む」

札幌 3台絡む事故 園児ら7人けが

⑧令和元年11月12日 産経新聞「園児の列に車」

八王子 6人負傷

⑨令和4年3月27日 朝日新聞 「保育園の散歩 置き去り多発」

→令和4年3月30日 朝日新聞「保育中の置き去り調査へ」

実態を把握 厚労相方針

#### (4)保育園事故の危機対応 一まず**準備**（備え）の重要性

① 準備の重要性⇒「**準備！準備！準備！**」（キーワード）

園内で事故（特に重大事故）が発生しないように**準備**し、さらには万が一、発生してしまった場合の**準備**をもしておいて、適切な対応が求められる。

↓

まず何より発生を防止するために、予め「何をしておかなければならないか？」を日頃より明確に意識し**準備**しておく。

また、発生してから、「何をしなければならぬか？」、と考えるのでは遅い。発生時の対応も決めて、しっかり日頃より**準備**しておく。

↓

重大事故発生を想定した事前**準備**が大切

②具体的には、どのような事前準備が必要か！

予め、事故発生防止及び発生時の対応マニュアルを策定し周知徹底しておくことが必要不可欠（誰でも同じ対応ができるようにしておく！）

↓

## 各園におけるマニュアル記載内容の確認

「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」（平成28年 内閣府、厚労省、文科省）が参考基準 【資料C】



事故防止及び事故が発生した場合について、段階ごとにとるべき対応を定める。

この内容を常に意識しておくことが大切

・「重大事故が発生しやすい場面ごとの注意事項について」

- |                                                  |
|--------------------------------------------------|
| ①睡眠中 ②プール活動・水遊び ③誤嚥（食事中） ④誤嚥（玩具、小物等）<br>⑤食物アレルギー |
|--------------------------------------------------|

- ・職員の資質の向上（研修や訓練の内容、研修への参加の促進）
- ・「ヒヤリハット」の情報共有の仕組みを作る
- ・緊急時の対応体制の確認（日頃より各準備し、役割分担を決め、掲示）
- ・その他地域住、関係機関との連携、設備等の安全確保に関するチェックリスト
- ・事故発生に備え、予め保険加入によるリスクヘッジ（事故保険加入の重要性）
- ・事故の再発防止、リスクヘッジのための普段よりの取組

「油断する者だけが身を滅ぼす」（「ヨーゼフ・メンゲレの逃亡」東京創元社）



### ③万が一、重大事故が発生した場合の最近の留意点

- ・行政の第三者検証委員会の設置

⇒様々な調査、ヒアリング対応

⇒意識不明事故も検証対象に（令和4年政府有識者会議が報告書）

- ・刑事事件の可能性⇒警察や検察による捜査、取調べ

- ・民事裁判の係争⇒過失（注意義務違反の有無、内容）等の様々な主張、証拠調べ、証人尋問

↓

いずれの場面でも、予想される事故・事態について、予め、どのような対応マニュアルを作成しており、適切に対応していたかが問われている。

⇒法的な注意義務違反の内容（過失）に直結する

⇒検証委員会への対応が今後は重要

⇒検証委員会への対応等については、弁護士等の専門家とよく打ち合わせをしておくことが重要。

### （5）具体例から考える –最近の「事故検証委員会報告書」から

【資料 D】東京都板橋区の認可保育施設における午睡中の死亡事例に関する

検証報告書（概要版）

【資料 E】 大阪市たんぽぽの国保育事故調査報告書（概要版）

【資料 F】 善通寺市教育・保育施設等事故検証委員会報告書（概要版）

【資料 G】 大津市教育・保育施設等における重大事故の再発防止のため検証  
委員会報告書

## （6）介護施設内の事故多発

①高齢者施設の虐待問題（過去最多を更新中）

ア 朝日新聞令和元年6月14日記事「障害者施設の職員逮捕、利用者に暴行、  
致死容疑」

「社会福祉法人が運営する障害者支援施設の職員が、一時利用で宿泊していた男性の腹部に乗ったり、首を圧迫したりするなどの暴行を加え、胸腹部に打撲やのどの骨を折るなどの重傷を負わせ、死亡させた疑いで逮捕」

➤ 理事等の内部管理体制の重大な怠慢について、第三者（入居者、相続人）に対する責任問題（損害賠償責任）の発生

イ 朝日新聞令和元年5月23日記事「特養入所者預金168万円詐取容疑、  
元事務職員逮捕」

「社会福祉法人が運営する特別養護老人ホームの入所者の通帳・印鑑などを使って預金168万円をだまし取ったとして、元事務職員を詐欺と有印私文

書偽造・同行使の疑いで逮捕。府警は余罪もあるとみている。」

社会福祉法人側のコメント

「本件事故以降、通帳と印鑑を預かる運用をやめている。」

- 理事等の内部管理体制の重大な怠慢について、第三者（入居者、相続人）に対する責任問題（損害賠償責任）の発生

## ②介護利用者の事故・トラブル問題

- ・利用者の転倒（物的施設の瑕疵、補助者の過失）
- ・利用者の誤嚥
- ・利用者家族とのトラブル

読売新聞平成31年1月24日記事「社会福祉法人の運営する特養でインフル5人死亡」→集団感染予防の徹底

## (8) まとめ

➡社会福祉法人においては、会計不正の不祥事だけでなく、多くの保育事故、介護事故、施設事故等の様々な事故が発生

➡日頃よりのそれぞれの法人に応じた全方位的な危機管理(リスクマネジメント)体制構築の重要性→ここでも「準備! 準備! 準備!」

## 第4 近時の人事・労務問題のリスク急増

(背景) 人手不足、高齢化、業務過多

### (1) 職場におけるハラスメント問題

- ・従業員のメンタルヘルス問題が社会化
- ・特にパワハラ防止法の制定、全面施行

(令和4年4月1日より、社会福祉法人へも全面施行)

「メンタルヘルス問題」

#### ・長崎地裁令和3年1月19日判決【資料H】

「社会福祉法人の経営する保育園で勤務していた保育士が自殺したことについて、業務と自殺との因果関係及び社会福祉法人の安全配慮義務違反を認めて、遺族の損害賠償請求を一部認容」

- ・カスタマーハラスメントの増加

**事例** 兵庫県の私立保育園で、20代の女性保育士2人が、担当する園児

の男性保護者から過度の苦情を繰り返されて精神性疾患になった事件

ex. 「園内が整理整頓されていない」「担任を替えろ」

「(保育園で) 飼っている生き物が死んだ責任をとれ」

「首をつって死ね」

女性保育士2人はストレス障害やうつ病と診断されて出勤できなくな

り、最初の苦情から1か月後、相次いで保育園を2ヶ月間休職、通院治療を受けた。うち1人は職場復帰をしたが、もう1人は保育園に戻ったものの退職した。

→園長らが保護者への対応策をとっていなかった場合、安全配慮義務違反を問われるおそれあり。

## 「パワハラ問題」

### パワハラの定義

「職場において行われる、①優越的な関係を背景とした言動であって、②業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、③その雇用する労働者の就業環境が害される行為」

法人が講ずべき措置は？

#### ① 法人の方針等の明確化及びその周知・徹底

→就業規則等の社内規定を作成の上、周知させるとともに、研修・講習等で啓蒙活動を行う必要

#### ② 相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備

→相談窓口を設置の上、周知させ、相談に適切に対応

③ パワハラに係る事後の迅速かつ適切な対応

→事実関係を正確に確認し、適正な対処（懲戒や配置転換等）をするとともに、再発防止のための措置（研修等）を行う必要

いわゆるパワハラ防止法に違反した場合の罰則は？

→違反した場合の「罰則」は定められていない。

しかし、①厚生労働大臣より助言・指導・勧告を受ける可能性、②勧告に従わ

なかった場合には、法人名が公表される可能性

・上司によるパワハラ問題が特に問題になる

特に、指導とパワハラの線引きは難しい

法的にパワハラにあたるかまでは断定できないが、「指導としてはやや不適切」というグレーゾーンが実務上は非常に多い。

どのような評価をしたかという点も重要だが、どのように調査（ヒアリング等）を行い、どのような事実、証拠に着目して判断をしたかという、判断に至るプロセスが非常に重要。

→特に、ヒアリングの内容を踏まえ、適切な事実認定が必要。

・適切な事実認定は、その後の法的評価、具体的処分（処分の有効性）に直結するため極めて、重要。

①適切な事実認定、②法的評価のプロセス、③具体的処分のプロセス、の

3つの過程・プロセスを意識して対応することが肝要

(事実認定について)

- ・被害者の供述のみで事実認定するのは困難であり危険。最も重要なのは客観的証拠（録音、メール、ラインのやり取り等）、客観的証拠がなく、行為者も否定しているような場合には、第三者へのヒアリングも十分に行ったうえで事実認定を行う必要がある。
- ・調査の結果「事実自体が認定できなかった」ということもよくある。客観的証拠・目撃証言もなく、加害者も否定しているような場合には、事実自体が認定できなくても仕方のないケースもある。

→大事なことは、「確認できなかった」という結果ではなく、「必要な調査を行ったか」という過程・プロセスの部分

## 社会福祉法人ファミリーユ高知事件（高知地裁令和3年5月21日判決）

「前提となる事実認定に問題があるとして、懲戒解雇が無効とされた事例」

### 事案

- ①A 法人職員を自称する者から、内部通報として、「法人の職員の大量退職の原因は B にある」旨の匿名の投書があったことから、社内で内部調査を行い、調査結果を踏まえて B に自主退職を促したが、B はこれを断った。
- ②A 法人は、弁護士 3 名により構成される第三者委員会を設置し、同委員会によりパワハラ調査が行われた。
- ③同委員会より、「B が複数の法人職員にパワハラを行ったこと」「B の問題把握能力・改善能力が不足していると考えられ、管理者としての適性には相当問題がある」との報告書が提出された。
- ④A 法人は③の報告書を踏まえ、B のパワハラを理由として、懲戒解雇を行った。

(判決) →ア 問題のある対応があった時期が特定されていない、

イ 報告書上、詳細な会話内容が記載されているが、会話時からすでに 8 年が経過しており、なぜ詳細な聞き取りが可能であったかも明らかではない、

ウ 存在するはずの客観的資料による裏付けもなされていない等の理由により、懲戒の対象となる事実自体が認定できないとして、懲戒解雇は無効と判断した。



(法的評価のプロセス)

認定した事実・行為を踏まえ、その行為が「パワハラ」にあたるかを法的に評価

(具体的処分のプロセス)

事実認定・法的評価を踏まえ、どのような処分を行うか、相談者へのケアを  
どうするか、といった点を決定する必要。

処分をしない場合でも、相談者に対する十分な説明は必要。どのような調査  
を行い、どのような理由で処分を行わなかったのかを丁寧に説明する。ここを  
軽視すると、「会社は何もしてくれなかった」という印象を与えることになり、  
との労使紛争に発展する可能性が高い。

・裁判例(令和3年1月15日産経新聞「社会福祉法人前理事長。性暴力争う  
姿勢」と題する記事より))

障害者の文化芸術活動推進に取り組む社会福祉法人G(滋賀県)の理事長X  
から性暴力やセクハラを繰り返し受けたとして、元職員の女性2人がX個人  
と法人Gに4200万円の損害賠償請求訴訟を提起。X氏と法人Gはいずれ  
も争う姿勢。同年12月末にXは理事長を辞任。

(2) 退職等をめぐる労務トラブルの急増

- ・賃金、退職金等をめぐるトラブル
- ・サービス残業問題→労働時間管理の重要性

(裁判例福岡地裁令和元年9月10日判決)「割増賃金、退職金、パワーハラ

ズメントを理由とした慰謝料など約2800万円の支払いを社会福祉法人

に命じた事例」【資料<sup>ア1</sup> I】

- ・固定残業代問題

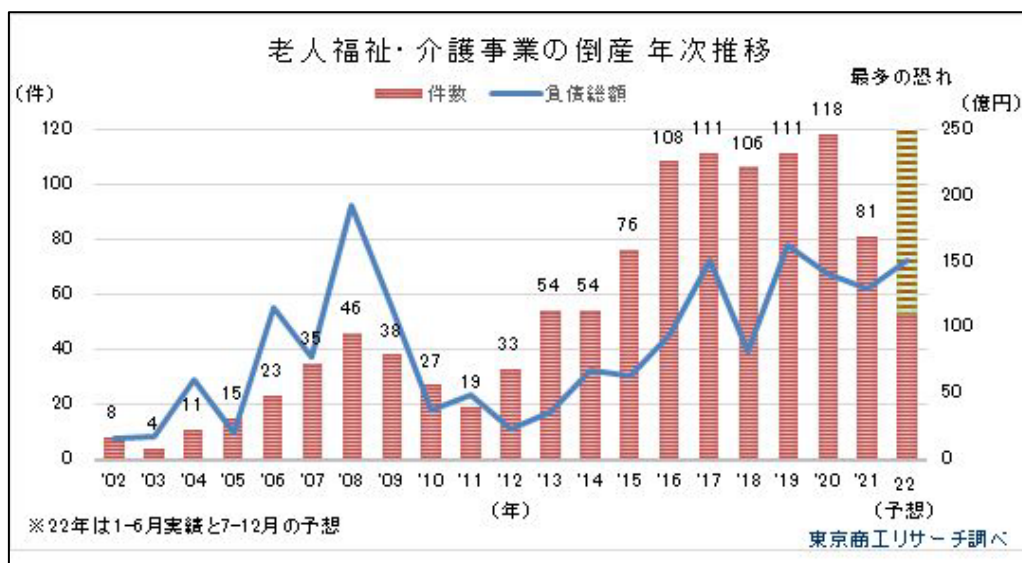
固定残業代の位置づけ、現実の精算支給

- ・「管理監督者」→名ばかり管理職問題

第5 その他の経営リスク管理

(1) 倒産リスク

近時の老人福祉・介護事業の倒産事例の増加



## 補助金の不正受給返還問題

令和2年8月12日大阪地裁判決「社会福祉法人が運営する認可保育所に関して地方公共団体である大阪市が支弁、交付した保育に関する費用や補助金の返還請求がなされ、全額の認容判決」（消滅時効10年）

被告は、保育所の経営を事業目的とする平成21年設立の社会福祉法人であり、平成22年4月1日以降、大阪市長の認可を得て設置をした保育所を運営していたが、支弁した費用や及び交付した補助金の各要件を欠いていたにもかかわらずこれを受給したとして、平成29年6月27日付で事業停止命令を受け、同年2月27日付で認可取消決定を受けたため事業は停止状態になる。

### (2) 緊急事態対策条項・マニュアルの作成

不審者の侵入

相模原施設連続殺人事件

### (3) 個人情報管理

日頃の個人情報管理・保管体制の整備

## 第6 リスクマネジメントとしての保険及び顧問弁護士等のすすめ

- 保険加入による万一のリスクヘッジ
- 契約書や定款・就業規則等の日頃よりのチェック、アップツォデート
- 日頃の様々なトラブル（予兆）の早期相談、トラブルの未然防止

「紛争やトラブルを未然に防止する力、発生した問題が深刻化するのを未然に防ぐ力」が大事！

## 第7 最後に

以上